

令和7年度 保育士修学資金貸付 募集要項

社会福祉法人 大分県社会福祉協議会

制度の概要

この制度は大分県における保育士の確保を図るため、大分県内に住所登録している方や大分県出身等で都道府県知事が指定する保育士養成施設（専修学校一般課程及び各種学校は除く。以下、「養成施設」という。）に在学し保育士資格の取得を目指す学生に対し無利子で修学資金の貸付を行います。

養成施設卒業後、大分県内の保育施設等で保育士業務に要件の期間を継続して従事した場合は全額返還が免除されます。

貸付の対象者

- ① 大分県内の指定養成施設（専修学校一般課程及び各種学校は除く）に在学し、大分県内に住民登録している方。又は大分県外の養成施設に在学している大分県出身者（大分県内に住民登録している方の子又は申請者本人の本籍が大分県にある方）。
- ② 養成施設卒業後、大分県内の保育施設等で保育業務に従事する意思がある方。
- ③ 優秀な学生であると養成施設の長が推薦する方。
- ④ 家庭の経済状況等から真に修学資金の貸付が必要と認められる方。
所得制限はありませんが、審査にて貸付決定いたします。審査結果によってはご希望に添えない場合があります。
- ⑤ 他の都道府県の同種の修学資金及び他の修学に係る国庫補助事業等を活用した支援を受けていない方。

貸付額

- ① 修学資金 50,000 円以内（月額：養成施設に在学する期間内）
- ② 入学準備金 200,000 円以内（入学年度の初回貸付時）
- ③ 就職準備金 200,000 円以内（卒業年度の最終貸付時）

※①については、原則として養成施設に在学する2年間ですが、やむを得ず留年される場合には、養成施設に在学している期間は返還を猶予することができます。

※「高等教育の修学支援新制度」の対象となる方は、その採用結果によって①修学資金、②入学準備金の貸付額が制限されます。

②と③については、希望に応じて①修学資金に加算できますが、入学準備金、就職準備金のみの貸付はできません。申請と同時に申し込みください。

※「高等教育の修学支援新制度」による対象でない方は貸付限度額で申請できます。

※通信制課程での貸付額は上記とは異なります。お問い合わせください。

※ホームページ内の「貸付シミュレーション」を参考に算出。

修学資金	支援区分にもとづく授業料から減免額を差し引き、減免後も <u>自己負担が生じた場合は、貸付限度額の範囲内で申請</u> することができます。 ※自己負担額には、養成施設が設定している授業料に加え、実習費や研究費、施設設備費等の学業に必要な経費を含むことができます。
------	---

入学準備金	支援区分にもとづく入学金の減免後も自己負担額が生じた場合は、貸付限度額の範囲内で申請することができます。
就職準備金	200,000 円を上限に申請することができます。

利 子

貸付利子は無利子です。但し返還しなければならない期限までに返還金が遅延となった場合は返還すべき額に対し年 3%の割合で計算した延滞利子が加算されます。

連帯保証人

連帯保証人は、2 名を原則として大分県内に住所を有し、保証能力を有する成年者(父母・または生計維持者)とします。連帯保証人は、借受人と連帯して債務を保証していただきます。

貸付申請書類

次の書類を在籍する養成施設へ提出して下さい。

- ① 保育士修学資金貸付申請書 (第 1-1 号様式)
- ② 家庭事情調書 (第 1-2 号様式)
- ③ 修学生推薦調書 (第 2 号様式) …… 在学する養成施設の長にて作成
- ④ 修学意欲・就労意思等確認書 (第 3 号様式) ……本人自署
- ⑤ 個人情報の取扱同意書(第 4 - 2 号様式)
- ⑥ 住民票 (申請者と連帯保証人を含む世帯全員分・本籍や個人番号の記載は要しません)
※取得日より 3 か月以内に発行されたものを提出のこと。
- ⑦ 連帯保証人の直近の所得課税証明書 (父母 2 名とも必要)、但し、諸事情で親族等が連帯保証人となる場合は生計維持者の方。
※自営業の方も必要です。「源泉徴収票」「納税証明書」等は認められません。
※申請の時点で、取得可能な最新のものを提出のこと。
- ⑧ 里親等にて養育を受けている場合、児童家庭調書(相談所長)(第 18 号様式)にて経緯を提出。
- ⑨ 高等教育の修学支援制度における授業料等減免の決定者は「授業料等減免認定結果通知書」の写し。
- ⑩ 日本学生支援機構にて給付型奨学生の決定を受けた方は「給付奨学生証」(給付奨学生採用決定通知)の写し。
- ⑪ 生活保護受給世帯の方は福祉事務所長等が発行する生活保護受給証明書。
- ⑫ 離職証明書等・・・中高年離職者・・・入学時に 45 歳以上で離職して 2 年以内の方のみ。
- ⑬ 修学資金申請チェックリスト

※貸付申請に必要な書類等様式は、大分県社会福祉協議会のホームページからダウンロードできます。

※「保育士修学資金貸付事業に関する Q & A」を参照してください。

「大分県社会福祉協議会 (<http://www.oitakensyakyo.jp/>) → 各種資金貸付事業 → 保育士修学資金」で検索。

＜他の貸付制度との併用＞

生活福祉資金や母子父子寡婦福祉資金、その他の国庫補助事業等を活用した制度との併用はできません。日本学生支援機構(貸与型)、日本政策金融公庫等国の教育ローン、教育訓練給付制度(専門実践・一般)との併用は可能です。

申請の流れ

貸付申請者（申請書類①～⑬の該当書類） ➡ 在学する養成施設へ提出

➡ 大分県社会福祉協議会 ※養成施設への提出期限はご確認ください。

申請期間

- ◎ 募集期間： 令和7年4月21日(月)～令和7年7月13日(金)
- ◎ 高等教育の修学支援新制度の対象者 募集締切：令和7年7月11日(金)

貸付決定又は不承認の通知

貸付の可否は、修学生、連帯保証人、各養成施設へ「貸付決定通知書」又は、「貸付不承認通知書」にて通知します。なお、審査内容に関するお問い合わせにはお答えできませんので予めご了承ください。

貸付決定後の契約

貸付決定者には、以下の書類をお送りします。期限内に県社協へ提出してください。

- ① 修学資金借用証書・・・裏面に記載している「誓約」の同意を要します。

(租税特別措置法第91条の3第2項適用により印紙税が課税されません)

※借用証書は借受人、及び連帯保証人の署名押印(実印を鮮明に押してください、不鮮明の場合は再提出となります)

- ② 印鑑登録証明書（申請者、及び連帯保証人とも必要）

※民法改正により成年年齢が18歳となり修学生が借受人となり、実印登録が必要です。

※取得日より3か月以内に発行されたものを提出。

- ③ 振込口座申請書(第5号様式)・・・借受人名義の通帳に限る。

- ④ 振込口座通帳のコピー(金融機関名、支店名、口座番号、口座名義(カナ氏名)が確認できる部分)・・・A4サイズでコピー

資金の交付

借用証書を受理したのち、決定した修学資金の前期分（4月～9月分、および入学準備金）を初回は9月～10月頃に送金します。以後、上半期分と下半期分の年2回（例年5月・10月頃の予定）の分割にて申請者が指定する口座に送金します。

ただし、高等教育の修学支援新制度の採用者は確認作業、および緒事情により送金時期が遅

れる場合があります。ご了承ください。

送金日は、「送金のお知らせ」にて通知します。なお、「就職準備金」対象者は卒業年度の最終回の交付時に併せて送金します。

申請書作成時の注意…「申請書作成記入例」を参考

- ・申請書類等は、必ず黒のボールペン(消えないペン)で記入してください。
- ・貸付申請書は、申請者がご自身で記入・押印してください。連帯保証人(予定)はそれぞれが自署してください。
- ・各項目について記入漏れのないよう正確に記入して下さい。記入漏れや添付書類に不備があった場合は受付ができません。
- ・記入内容の訂正は、訂正箇所を二重線で消し、訂正印を押してください。

貸付金返還免除の要件

- ① 借受人が、養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録を行い、大分県内等において保育業務に従事し、5年間（※過疎地域、離島又は中山間地域等勤務者、中高年離職者(養成施設入学時点で45歳以上の者であって、離職して2年以内の者)の場合は、3年間を継続して当該業務に従事したとき。

※過疎地域、通常地域をまたいで従事する場合は決められた一定の従事期間が必要です。

※過疎地域、離島又は中山間地域については、Q&Aを参照してください。

※従事については、正規・非正規の雇用形態は問いませんが、週の所定労働時間数が30時間以上を要件とします。残業時間を含めることはできません。

- ② 借受人が業務上の事由により死亡し、または業務に起因する疾病等のため当該業務を継続することができなくなったと認められるとき。(状況により判断します。)
等、要件を満たさない場合は返還となります。

返還となる場合

次の場合は、当該返還理由が生じた日の属する月の翌月から貸付金について、全額の返還が生じます。

- ① 貸付契約が解除されたとき。
- ② 養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録をしなかったとき。(資格取得出来なかった場合を含む。)
- ③ 養成施設を卒業した日から1年以内に大分県内等において保育業務に従事しなかったとき。(猶予の特例を除く。)
- ④ 大分県内等において保育業務に従事する意思がなくなったとき。(自己都合による退職を含む。)
- ⑤ 保育業務外の事由により死亡、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

問い合わせ先

〒870-0907

社会福祉法人 大分県社会福祉協議会 福祉資金部 (保育士修学資金貸付担当)

大分県大分市大津町2丁目1番41号 大分県総合社会福祉会館内

電話 097-515-7771 (平日8:30~17:15)

FAX 097-515-7772

参考：貸付申請～決定・通年のスケジュール

		県社協	各養成施設	学生(申請者・貸付者)
4 月 ～ 7 月	申請受付・提出	受付開始。	説明会等にて貸付希望の生徒に説明、申請書類の作成を依頼し提出の指導。	申請書、他必要書類を養成施設に提出。
8 月 ～ 9 月	申請書受理・審査・決定	養成施設より申請書を受理し、審査、審査結果の送付。(貸付決定・不承認決定)	申請書等の取りまとめ、推薦状を作成し県社協宛に提出。	県社協から決定通知書又は不承認通知の受領。
9 月	貸付契約	貸付決定者へ契約書類の提出依頼。 (決定通知書・借用証書等送付)	貸付決定・不承認通知を県社協より受領。	県社協へ決定者は借用証書等の契約書類を提出。 (署名・印鑑登録証明書)
9 月 ～ 10 月	貸付金の前期分・後期分交付	決定貸付金の前期分交付(初回分)手続き。 後期分の交付。		貸付金の受領。
通年	新制度対象者の状況調査	養成施設に貸付者の利用状況(支援区分認定)の確認書送付。	在学の確認。 県社協に調査結果を回答・確認通知書を学生に発行。	減免認定結果確認通知書の写しを県社協に送付。
	貸付金交付	年 2 回交付。 (修学資金：前期 5 月・後期 10 月頃)		貸付金受領。

	現況確認 債権管理 (返還手続き 等)	毎年４月 現況調査 事由が生じた場合の状 況確認、猶予手続き。 または、返還等の手続 き。	卒業する学生へ就職相 談。 その他手続き等の指導。	在学証明書、現況報告 書・異動届等を県社協に 提出。 返還対象者は返還手続 きに要する書類を県社協 に提出、その後返還開始。
--	--	--	--	--